

気づき、進め方、取り組み例!

会員制
定期刊行物

2010
6・7 月号

達人ケアマネ

Expert Care Manager

隔月刊誌

企画/日総研グループ 発行/日総研出版© 隔月刊誌 達人ケアマネ 第4巻 第5号 平成22年6月30日発行 (10、12、2、4、6、8月の末日発行)

本人も家族も事業所も保険者も 皆が納得する ケアプラン立案

【座談会】本人・家族・事業所・保険者
それぞれが求めるケアサービス、
納得するケアプラン

デマンド調整型から脱し、
真のニーズに基づくケアプランを立てるために

保険者が納得するケアプラン、
納得しないケアプラン

利用者の思いと家族の願いを
ケアプランにどう活かすか
～意向の相違をめぐって

施設入所をめぐる家族と利用者の
意向が異なるケースでの
ケアプラン立案の視点



新連載

コミケア発

ケアマネジメント過程ごとの記載テクニック

合格請負人鷹野和美の社会福祉士国試対策
誌上タカノ塾



提言

これからの介護支援専門員のあり方 介護保険制度施行10年を踏まえて



戸田正雄

株式会社日本高齢支援センター 代表取締役

1992年から福祉用具販売で介護事業にかかわる。2000年に松下電工（現・パナソニック電工）介護事業を立ち上げ、2006年にケアマネジメントに特化した日本高齢支援センターを設立、2007年に居宅介護支援事業の指定を受け、現在に至る。

介護保険制度が創設されて10年が経過しました。ここまでの10年は、基盤整備の時期と内容確保の時期とに大きく分けることができるのではないのでしょうか（図1）。その間、介護保険制度を継続可能なものにすることや、新たな介護サービスの創設、そして介護保険料と介護給付についての検討と議論がありました。

介護支援専門員に対しては、運営基準で定められた業務内容の遂行状況（サービス担当者会議の開催、モニタリングの実施、記録作成など）についての調査や、時間的業務量と負担の調査などが行われてきました。そして、介護支援専門員からは介護保険制度に対する要求・要望が数多く出されていますが、介護支援専門員が行うべき業務の範囲と内容、特に評価については、介護支援専門員の希望に沿う形で検討される機会が少なかったのではないのでしょうか。それは、介護支援専門員からよく聞かれる「行政は現場を知らない」という言葉に集約されると思います。

一方、介護支援専門員以外の人にとって、1人で利用者と面談（中身がうかがい知れないという密室性）を行い、感覚的・感情的に利用者を把握

（非言語的な対象の理解）する傾向がある介護支援専門員の姿は、見えにくいものです。言い換えると、感覚的に業務を行う介護支援専門員と、言語表現の理解に終始する介護支援専門員以外の人の相互理解が進まなかったと言えます。

このような関係のために、介護支援専門員が行うべき業務内容や範囲、そして評価の検討が進まず、介護支援専門員の評価につながらなかったのではないのでしょうか。介護支援専門員およびその業務についての本質的な議論が行われないうままだと介護支援専門員の意欲低下や存在価値が喪失し、ひいては居宅介護支援事業所の存続危機につながるのではないかと危惧しています。

本稿では、このような背景を持つ介護支援専門員、およびその業務について考えてみます。

1 介護支援専門員について 役割

介護支援専門員は制度の特性から、利用者、サービス事業提供者、そして保険者に関与する立場を保持しています。利用者へは介護支援を行い、介